

○財務省告示第二百二十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年三月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法
利付国庫債券（二十年）（第七回、第八回、第九回、第十回、第十一回、第十二回、第十三回、第十四回、第十五回、第十六回、第十七回及び第三十四回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回、第十一回、第十三回、第十五回、第十六回及び第二十五回） 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百号）第二条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。				

二十十八 十十五 十四

償還期 償還額 入札の基 準とする 各発行の 対象債の 利率 元利金の 払場所支 入札参加 者 払込期日

利子

平成二十五年三月二十二日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 日単利回りとする。 平均値の 店頭各発行対象債の平均値の 本証券業協会が発表した公債 平成二十五年三月十九日 額面金額のつき 額面金額のつき 額面金額のつき

第十号に規定する発行日後の各 発行対象債の支払期 算式により算出した金額を支払 日当り支払う（償還期限に 日支う（償還期限に 同日に支払う（償還期限に 同様に支払う（償還期限に 各発行対象債の額面金額×各

金額の二・三 乗じた金額の 債発行時に 者非居住者又は外国に あり場合は、前記の 居る者又は外国に 受ける所得税の率を 金額を控除する 金額を控除する

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(二十年七回)	二・一%	平成二十年四月二十日	五百五十億円
利付国庫債券(二十年八回)	一・九%	平成二十年四月二十日	二百一十億円
利付国庫債券(二十年九回)	一・九%	平成二十年四月二十日	四十六億円
利付国庫債券(二十年十回)	二・二%	平成二十年四月二十一日	七百三十四億円
利付国庫債券(二十年十四回)	二・〇%	平成二十年四月二十二日	二十億円
利付国庫債券(二十年十五回)	二・二%	平成二十年四月二十三日	九億円
利付国庫債券(二十年十六回)	二・〇%	平成二十年四月二十三日	七十五億円
利付国庫債券(二十年十七回)	一・九%	平成二十年四月二十三日	三百五十二億円
利付国庫債券(二十年二十四回)	一・八%	平成二十年四月二十四日	五百九十四億円
利付国庫債券(二十年二十四回)	二・九%	平成二十年四月二十二日	五十億円
利付国庫債券(二十年二十四回)	一・七%	平成二十年四月二十五日	百六十億円

（（利 第三付 二十年 五年） 回） 券）	（（利 第三付 十年 六年） 回） 券）	（（利 第三付 十年 五年） 回） 券）	（（利 第三付 十年 三年） 回） 券）
二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 〇 %
十年平 日十成 二四 月十 二八	日年平 九成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十六	十年平 日十成 二四 月十 二五
五 十 一 億 円	二 十 億 円	百 十 億 円	五 億 円